

熊本市西部環境工場代替施設に係る焼却炉及び事業方式検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が整備する西部環境工場代替施設に係る焼却炉及び事業方式に関して、技術的な専門知識を必要とする事項等について検討するため、熊本市西部環境工場代替施設に係る焼却炉及び事業方式検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 西部環境工場代替施設における焼却炉の処理方式に関する事項
- (2) 西部環境工場代替施設における事業方式に関する事項
- (3) 前2項に掲げるもののほか、西部環境工場代替施設の整備に関し技術的な専門知識を必要とする事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 熊本市職員
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の施行の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

- (1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (2) 会議において、公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うとき。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他傍聴について必要な事項は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境保全局環境事業部環境施設整備室において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。